

電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

平成28年3月1日付けで電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該認可申請に係る委員会としての回答について御確認いただく。

主なポイント

1. 手続きの流れ

広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第28条の41第3項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の10第1項第3号に規定に基づき、電力取引監視等委員会（以下、「委員会」という。）の意見を聴取する。

また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第28条の46第1項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の10第1項第3号に規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

2. 変更の主な内容

業務規程は広域機関の業務の運営方法について規定されたものである一方、送配電等業務指針は電気供給事業者が守るべきルールについて規定されたものである。

今般の業務規程及び送配電等業務指針の変更内容は、第2弾電事法改正による新制度の導入を踏まえた変更、国の審議会の議論を踏まえた変更、広域機関システムの運用開始（平成28年4月）に伴う業務の変更等である（資料5-1参照）。

3. 認可申請に係る意見

電力取引の適正性が確保されるか等の観点で業務規程及び送配電等業務指針の変更内容を確認した結果、特段の問題はないと判断されるため、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。